

委員会提案第5号

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について


上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会
会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和4年12月20日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長



提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の使途基準に要請・陳情活動費を追加するため必要があるからである。

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第6条関係） 政務活動費使途基準		別表（第6条関係） 政務活動費使途基準	
項目	内容	項目	内容
(略)	(略)	(略)	(略)
資料購入費	(略)	資料購入費	(略)
(略)	(略)	要請・陳情活動費	会派等が要請又は陳情活動を行うために要する経費 (印刷費、交通費、宿泊費等)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。